



マタニティサークルに参加しませんか

健康・保険課 保健予防係 ☎(232)4912

心配なこと、不安なこと、どんな小さなことでも構いませんので、気軽にご相談ください。皆さんの参加をお待ちしています。

- 日時 9月8日(火) 午後1時30分～午後3時30分
- 場所 三木町民センター
- 対象者 出産予定日が平成27年12月・平成28年1月・2月の人
- 持参品 母子健康手帳、筆記用具
- 申込方法 電話で申し込む
- その他 歯科検診がありますので、歯を磨いてきてください。



妊娠中はつわりやホルモンのアンバランスで口のケアが不十分になりやすいので歯科検診も行っています



菊陽町食品衛生協会の会員募集

菊陽町商工会内 食品衛生協会事務局 ☎(232)2757

菊陽町食品衛生協会は、町内の食品製造業、飲食店などが加入し、食の安全安心を第一に菊池保健所や町と連携・協力して活動しています。

- 活動内容 「食品衛生」に関する講習会や食中毒予防の広報活動、食品衛生施設の一斉巡回指導、食品衛生に関する最新の情報提供、万が一の食品事故に備え、協会会員のための食品共済保険を取り扱っています。食中毒多発時期には、町内を広報車で巡回しています。
- 会員を募集しています 現在、約100事業所が加入しています。消費者に安全で安心な食品を提供するため、食品関係業者は食品衛生協会に加入しませんか。



臨時福祉給付金を支給します

福祉課 地域福祉係 ☎(232)4913

臨時福祉給付金は、消費税率の引き上げに伴い、所得の少ない人への負担の影響を考え、暫定的・臨時的な措置で支給する給付金です。支給対象者と思われる人には申請書を送ります。

- 申請期間 9月1日(火)～平成28年2月1日(月) 午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日、年末年始を除く)
- 申請書発送予定日 8月下旬(税務課からの「非課税のお知らせ」と一緒に送ります)
- 対象者 次の全てに当てはまる人
 - 1 平成27年1月1日現在で町内に住民票がある人
 - 2 平成27年度の町民税が課税されていない人
 - ※1・2の人でも町民税が課税されている人に扶養されている人や生活保護を受給している人、平成27年1月1日から給付金交付決定までに死亡した人は対象になりません。
- 支給額 対象者1人につき6千円(1回のみ)
- 申請方法
 - 1 同封の返信用封筒で郵送申請
 - 2 直接申請
 - ・ 菊陽町役場 福祉課 地域福祉係
 - ・ 光の森町民センター「キャロップ」ア西部支所(11月30日(月)まで)
- 必要書類
 - ・ 申請書
 - ・ 本人確認書類(住基カード・免許証・保険証・パスポートなどの写し)
 - ・ 振込先口座の通帳の写し(平成26年度の臨時福祉給付金を受給した人で、同じ口座への振り込みを希望する場合は不要です)
- ※代理申請の人は追加の添付書類があります。
- 注意事項 必要な書類が漏れている場合は支給できません。申請期間は市区町村で異なります。振り込み詐欺や個人情報のだまし取りにご注意ください。



忘れずに申請してね!

女性のための乳がん・子宮頸がん検診

若い年代の乳がんや子宮頸がんにかかる割合は増加しています。この機会に検診を受けて自分の体は自分で守りませんか。



20歳代の子宮頸がん検診

- 実施時期 10月14日(水)～平成28年2月29日(月)
- 場所 町指定の医療機関
- 対象者 昭和61年4月1日～平成8年3月31日生まれ
- 費用 1,500円
- 申込方法 8月3日(月)～8月31日(月)に電話で申し込んでください。受診票を10月上旬に郵送します。受診票を受け取った後に医療機関を予約してください。
- ※5月配布の無料クーポン券の対象者も申し込みが必要です。

医療機関名	所在地
ちが産婦人科	原水
菊陽レディースクリニック	新山
池田クリニック	合志市
片岡産婦人科	熊本市

30歳代の複合検診(集団検診)

- 実施時期 11月中旬
- 場所 町の施設
- 対象者 昭和51年4月1日～昭和61年3月31日生まれ
- 申込方法 7月下旬に対象者に申込書を郵送します。内容を確認して申し込んでください。
- ※子宮頸がん検診は、集団検診か町指定の医療機関での受診のいずれかを選べます。
- 検診内容(希望の検診のみを受診できます)

検診	内容	費用
乳がん検診	視触診+超音波	1,500円
子宮頸がん検診	集団	1,100円
	医療機関	1,500円
骨粗しょう症検診	超音波(かかと)	600円

※子宮頸がん無料検診の対象者は、5月末に配布している無料クーポン券を使うと、無料になります。

■申し込み・問い合わせ 健康・保険課 保健予防係 ☎(232)4912

戦没者などのご遺族の皆さんへ 第10回特別弔慰金を支給します

戦没者などの死亡当時のご遺族で、平成27年4月1日に「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける戦没者の妻や父母などがいない場合に、特別弔慰金を支給します。

- 支給対象者 次のいずれかに当てはまる人
 - 1 平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人
 - 2 戦没者などの子
 - 3 戦没者などの父母、孫、祖父母、兄弟姉妹
- ※戦没者などの死亡当時、生計関係があるかどうかなどの要件を満たしているかで順番が入れ替わります。
- 4 1～3以外の戦没者などの三親等内の親族(おい、めいなど)
 - ※戦没者などの死亡時まで引き続き1年以上の生計関係がある人に限ります。
- 支給金額 額面25万円、5年償還の記名国債
- 申込期限 平成30年4月2日(月)
- 申し込み・問い合わせ 福祉課 地域福祉係 ☎(232)4913



ことしは国勢調査の年 国勢調査で見る菊陽町の人口

本町の人口は平成22年の国勢調査で37,734人となり、平成17年と比較すると5,300人増加しています。人口増加率は16.3%と全国で第4位、県内では第1位です。ことし4月6日には住民基本台帳人口が4万人を超え、10月の国勢調査では、4万1千人にせまる見込みです。9月から10月にかけて調査員が調査に伺います。皆さんの協力が菊陽町の未来をつくる第一歩となります。ご協力をよろしくお願ひします。

